各都道府県介護保険担当課(室) 各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中 ← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

保険料第2段階からの激変緩和措置対象者に 係る留意点等について

計7枚(本送信票除く)

vol. 5 4
平成 1 8 年 1 月 3 1 日
厚生労働省介護制度改革本部

貴都道府県内市町村及び関係諸団体に 速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

保険料第2段階からの激変緩和措置対象者に係る留意点等について

1 税制改正に伴う激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合については、平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料(124頁)においてお示ししていたところですが、激変緩和の考え方について、「税制改正に係る保険料及び利用料の激変緩和措置の改訂案について」(平成18年1月17日付介護制度改革INFORMATION vol.50)において改訂がなされており、これを踏まえた割合については次のようになりますので、保険料第2段階からの激変緩和措置対象者に対する保険料額の決定に当たりましてはご留意願います。

〇 被保険者の保険料の基準額に対する割合

区分		定 前 26日課長会議)	改言	丁後
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.83	0.91	0.66	0.83
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.91	1.08	0.75	1.0

2 なお、上記の割合の変更が保険料基準額に与える影響はわずか(数円程度 /月額)と見込んでおり、保険料集計の関係等からも本年2月10日に予定 されている保険料推計ワークシートの提出については、平成17年12月12日付事務連絡「第3期計画期間における第1号被保険者の保険料の推計のワークシート(改訂版)等の配布及び調査について」において配布をしました保険料推計ワークシートにより提出していただくことを予定しています。

(上記の割合の変更を踏まえた「第3期事業運営期間における第1号被保険者の保険料の推計のワークシートの考え方」(平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料121頁以下)の変更点は別紙のとおり。)

保険者等から改訂後の数値により保険料を推計したいとの意見があったことを踏まえ、参考として改訂後の保険料推計ワークシートを近日中に配布することを予定しています。

※ 本インフォメーションは、平成18年1月27日に各都道府県介護保険担当課・高齢者 保健福祉担当課あて送付したメール「保険料推計ワークシートの考え方の訂正について」の趣 旨を明確にするとともに、本メールに対する意見を踏まえ、その内容を改めて記したも のであり、このメールの内容についてはこちらのインフォメーションの内容に差し替え られたものとして取扱い願います。

<照会先>

老健局介護保険課企画法令係 大川、井越 TEL 03 (5253) 1111 内線 2260 Fax 03 (3503) 2167

○被保険者の保険料の基準額に対する割合

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.5	0.5	0.5
第2段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.5	0.5	0.5
第3段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.75	0.75	0.75
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激 変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.66	0.83	_
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激 変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.66	0.83	_
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激 変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.83	0.91	_
第4段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.0	1.0	1.0
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激 変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.75	1.0	_
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激 変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	<u>0.75</u>	1.0	_
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激 変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.91	1.08	_
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第4段階からの激 変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	1.08	1.16	_
第5段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.25	1.25	1.25
第6段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.5	1.5	1.5

7. 所得段階別加入割合補正係数(G)

平成18年度所得段階別加入割合補正係数(G1)

1 - { 0.5 × (当該市町村の第1段階被保険者の割合 - 全国平均の第1段階被保険者の割合 + 0.5 × (当該市町村の第2段階被保険者の割合 - 全国平均の第2段階被保険者の割合 + 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合 - 全国平均の第3段階被保険者の割合 + 0.34 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.34 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.25 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う薄変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者の今と国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う薄変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者の今と国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う薄変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う激変緩和 措置対象者の全国平均の割合	1					1
+ 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合	$= 1 - \{ 0.5$	× (当該市町村の第1段階被保険者の割合	_	全国平均の第1段階被保険者の割合)
+ 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合	. 0.5	/	ソまま Et せの笠 0 50 Bt サル B さまの 中		人見正りの笠 (500敗が月除来の割 人	l 、
+ 0.34 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	+ 0.5	× (ヨ該印町刊の第2段階板体映省の割合	_	至国平均の第2段階板保険省の割合)
+ 0.34 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	+ 0.25	× (当該市町村の第3段階被保険者の割合	_	全国平均の第3段階被保険者の割合)
+ 0.34 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合						
+ 0.34 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0.25 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階かららの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のきた、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のき、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のきた、税制改正に伴う激素を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激素を除く金融を除く当該市町村の割合 - - 第5段階被保険者のきた、税制改配 - 第5段階被保険者のきた、税	+ 0.34	× (_)
+ 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - の激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.25 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階かららの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階かららの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.25 × (第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和指置対象者を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合			りの放支板和指直対象名の自該川町刊の剖口		の放気板和指直対象名の主国十均の割占	
+ 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 + 0.25 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階かららの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 + 0.25 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階かららの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階かららの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階かららの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.25 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階かららの激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合	+ 0.24	v (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階か		第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階から	
+ 0.17 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	+ <u>0.34</u>	^ (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合		の激変緩和措置対象者の全国平均の割合	,
+ 0.17 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合			第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階か		第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階から	1
+ 0.25 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	+ 0.17	× (_)
+ 0.25 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合			第5仍附並保险者のこれ 税制みエニルる第1の略か		第5匹彫油児除老のこれ 税制カエニ 伴う第1匹彫から	1
+ 0.25 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	+ 0.25	× (_)
+ 0.25 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合			第5段階被保険者のうた税制改正に伴う第2段階が	•	第5段階神保除者のうた 趙制改正に伴う第2段階から	1
+ 0.09 × (+ <u>0.25</u>	× (_)
+ 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階か		第5段階補保障者のうち税制改正に伴う第3段階から	
- 0.08 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	+ 0.09	× (_)
- 0.08 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合			笠5匹晔並伊隆孝のこと 税制みエニルる笠4匹晔か	•	第5匹彫油児除老のこれ 拍判カエに伴う第4匹彫れた	Ì
- 0.25 × (和措置対象者を除く当該市町村の割合 措置対象者を除く全国平均の割合	- 0.08	× (_)
- 0.25 × (和措置対象者を除く当該市町村の割合 措置対象者を除く全国平均の割合 措置対象者を除く全国平均の割合			第500階並保险者のこれ 税制み正に伴う激素經		等500階並保险者のうた 税制みでに伴う激素緩和	•
- 0.5 × (当該市町村の第6段階被保険者の割合 - 全国平均の第6段階被保険者の割合) }	— 0.25	× (_)
- 0.5 × (当該市町村の第6段階被保険者の割合 - 全国平均の第6段階被保険者の割合) }				- 		1
	— 0.5	× (当該市町村の第6段階被保険者の割合	_	全国平均の第6段階被保険者の割合) }

平成19年度所得段階別加入割合補正係数(G2)

1 - 0.5 × (当該市町村の第1段階被保険者の割合
+ 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合 - 全国平均の第3段階被保険者の割合 + 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.09 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.16 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う激変緩和 - 0.07 × × (第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和
+ 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0.09 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階かららの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合) + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う激変緩和
+ 0.17 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 の激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0.09 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.16 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.16 × (第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合
+ 0.17 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合
+ 0.09 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合
+ 0 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - の激変緩和措置対象者の全国平均の割合 + 2 ※ (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 ※ (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.16 ※ (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階かららの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 - 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.16 ※ (第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和
+ U × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 一 の激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 ー 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.16 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合 ー 第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合 - 0.05 ※ (第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和
- 0.08 × (らの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合
- 0.16 ×
和相直対象名を除く当該中町刊の制品 相直対象名を除く主国平均の制品
- 0.5 × (当該市町村の第6段階被保険者の割合 - 全国平均の第6段階被保険者の割合) }
平成20年度所得段階別加入割合補正係数(G3)
= 1 - { 0.5 × (当該市町村の第1段階被保険者の割合 - 全国平均の第1段階被保険者の割合)
+ 0.5 × (当該市町村の第2段階被保険者の割合 – 全国平均の第2段階被保険者の割合)
+ 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合 – 全国平均の第3段階被保険者の割合)
- 0.25 × (当該市町村の第5段階被保険者の割合 - 全国平均の第5段階被保険者の割合)
- 0.5 × (当該市町村の第6段階被保険者の割合 - 全国平均の第6段階被保険者の割合) }
- U.5 ×(ヨ該巾町村の第6段階做保陝石の制合 - 王国平均の第6段階被保陝石の制合)

介護保険特別会計における平成18年3月以前分の給付費の取扱いについて

- 介護保険特別会計において平成18年3月以前分の給付費を平成18年4 月以降どのように計上するかについては、平成17年11月22日付けの介 護制度改革インフォメーション VOL.38の問7(支援サービス等諸費の取 扱い)にて、基本的な考え方をお示しし、具体的な新旧対応関係については 追ってお示しすることとしていたところですが、これについては次のように 整理します。
- 基本的な考え方としては、平成18年3月以前分の給付費については、対応する改正後の会計区分に計上することとする。(現行の会計区分を併記することはしない。)

具体的な新旧対応関係については、別紙のとおりであり、国民健康保険団体連合会から各保険者に保険給付費の請求がなされる際の取扱いについてもこの対応関係に沿ってなされれることとなる。

○ 特に、「目」の「1 居宅介護サービス給付費」及び「2 特例居宅介護 サービス給付費」における認知症対応型共同生活介護については、平成18 年4月以降は「3 地域密着型介護サービス給付費」及び「4 特例地域密 着型介護サービス給付費」に対応することとなるのでご留意願いたい。

厚生労働省老健局介護保険課 企画法令係 加藤 謙作

Tel 03-5253-1111 (内線) 2260 Fax 03-3503-2167

現行の区分

平成18年度以降の区分

